

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月

平成8年10月末に会社を退職したので、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は同市役所から交付された納付書で納付した。

年金記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていたが、私が所持している年金手帳を確認したところ、初めて国民年金の被保険者となった日は平成8年11月1日と記載されており、保険料も納付したことを覚えている。

申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市役所の被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は平成8年12月1日とされ、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」は、平成8年11月1日と印字されている上、当該日付は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致することが確認できるなど、申立人が同年12月1日に国民年金の被保険者資格を取得したとする合理的な理由は見当たらないことから、申立人は、同年11月1日を資格取得日として加入手続を行ったものと考えるのが相当である。

また、申立人は、申立期間直後の期間に係る国民年金保険料については、納期限内に全て納付している上、申立期間は1か月と短期間であることから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から46年3月まで

申立期間当時、居住していた地区の納付組織により国民年金保険料の集金が行われており、納付組織の役員を通じて保険料を納付していた。

また、申立期間のうち昭和44年4月から46年3月までの期間の未納分の国民年金保険料については、48年6月頃に納付組織を通じて納付したことを記憶している。

申立期間が国民年金の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付組織の役員を通じて保険料を納付していたとしているところ、申立期間前後の期間については納付組織では収納できない過年度納付と記録されている上、申立人は、昭和48年6月頃、申立期間のうち44年4月から46年3月までの期間の未納分の国民年金保険料を納付組織に納付したことを記憶しているとしているが、申立人が納付したとする時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効により納付することができないなど、申立人の主張とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査を行ったものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年5月まで
国民年金加入勧奨通知が届いたので、時期は覚えていないが、父が加入
手続を行って国民年金に加入した。
国民年金保険料は、昭和63年に未納通知が届いたので、父が一括で納付
したことを覚えているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得
がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の直後の被保
険者の記録等から平成3年4月頃に払い出されたものと推認でき、同手帳記
号番号払出時点において、申立期間のうち昭和60年4月から63年12月まで
の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、平成3年4月頃
より以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事
情も見当たらない。

また、申立期間は50か月と長期間である上、申立人は申立期間の国民年金
保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していた
とされる申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納
付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを
示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を
納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。